

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年9月26日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成28年9月26日(月) 9:00~11:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：なし

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	2	大澤 正雄	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			
〃	5	菊池 睦男			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名、3番 浅沼 隆章委員

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 議案第3号 平成28年度八丈町農業委員会活動目標の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 浅沼 清、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：6名

11. 傍聴人：なし

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第6回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが1番、2番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成28年9月26日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

・番号1 ・農地の所在、大字番地●●● ・登記、現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、4,405㎡

・権利種別、3条有償移転

・譲渡人、名前●●●●譲渡人は農地を相続したが、島外在住により自身で耕作できないため、農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前●●●●譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、榊

続いて申請地の説明に移ります。番号1は資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

図面では、土地所有者名が名前●●●●さんの名前になっておりますが、平成28年6月16日に名前●●●●さんへ所有権移転を行っております。

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

最後に許可要件について説明します。

番号1の名前●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積については、経営面積417.5アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。
説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号1について推進委員5番、補足説明をお願いします。

推進委員5番 農地の確認に行きましたところ適正であると思います。

議長 続いて番号1について農業委員6番、補足説明をお願いします。

農業委員6番 名前●●●●さんが数年前に亡くなり名前●●●●さんが相続しましたが島外に住んでいるので、農地を売りたいとの要望がありました。譲受ける名前●●●●さんについては優秀な農業者ですので何の問題もないかと思えます。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号は許可することに決しました。

議長 続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。
事務局説明願います。

主査 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成28年9月26日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

- ・番号1 ・農地の所在、大字番地●●● ●登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外
- ・面積、671 m²
- ・内容、新規
- ・利用権を設定する者、名前●●●●
- ・利用権設定を受ける者、名前●●●●
- ・利用目的、畑、あしたば
- ・期間、平成28年10月1日からの5年間。
- ・年間賃借料、10,000円、10aあたり14,900円となっています。

続いて農地の場所を説明します。次の1ページをご覧ください。

【番号1申請地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の名前●●●●さんについては、町役場退職後から本格的に農業を開始し、露地によるロベ切葉の生産を行い農協の準組合員として共撰共販出荷をして

います。今回、親戚のアシタバ加工を行っている方から、アシタバ生産の要請があった事で、この農地を借り受けアシタバの生産を行いたいとの事で、全部効率利用については計画が出ておりますので問題ありません。

常時従事については、年間 300 日耕作されているとのことですので問題ありません。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。推進委員 1 番、補足説明をお願いします。

推進委員 1 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 続いて農業委員 4 番、補足説明をお願いします。

農業委員 4 番 事務局の説明どおりで、現在設定を受ける者である名前●●●●さんについては、奥さんと一緒にロベと野菜を栽培しております。これから新しくあしたばを栽培したいとの事ですので問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号、については承認と決しました。